

アジア鑄造技術史学会 表彰制度規程

1. 目的

本学会は、アジアにおける鑄造技術史研究およびそれに関連した研究に寄与した者に対し、その功績を称えるための表彰制度を設ける。この表彰制度は、当該分野の優れた業績を称えるとともに、一層の研究水準の向上を目指し、基礎的な実験研究、調査活動の奨励および将来を担う若手研究者の研究活動の奨励を目的とする。

2. 表彰種別ならびに受賞資格

・研究大賞

受賞資格はアジア鑄造技術史学会会員とし*、FUSUS 掲載の論文を対象とする。

・研究奨励賞

受賞資格はアジア鑄造技術史学会会員とし*、FUSUS の論文・研究ノート・その他および概要集掲載の研究発表要約を対象とし、以下の2部門に分ける。

a) 実験・調査研究部門

実験研究や民俗調査、発掘調査、資料調査などの基礎的な実験・調査研究活動の奨励を目的とする。

b) 若手研究者部門**

若手研究者の研究活動の奨励を目的とする。

*共同執筆者に本学会会員を含むものも対象とする。

**若手研究者の対象年齢は発行年月日に満39歳以下とする。あるいは、前年度末9月30日までに満40歳に達しない者。

・特別賞

「鑄造技術史研究に寄与した者」を対象とした学会特別表彰であり、受賞資格はアジア鑄造技術史学会会員に限定しない*。

*審査対象は学会員3名が、別に定める推薦書とともに6月30日までに推薦した者を審査する。審査委員は推薦書が出そろってから決める。推薦者や被推薦者を外し、かつ審査可能な会員を審査委員に人選する。

3. 審査委員会

表彰のために審査委員会を設置し、審査委員会は委員長と複数の委員で構成する。事務局は日本支部庶務部がおこなう。

審査委員は、幅広い分野の学会員で構成する。審査委員の員数は、審査規定で定め、審査委員長および審査委員は学会長が指名する*。また、必要に応じて、外部委

員を招聘する場合もある。なお、審査委員の任期**は、審査規定・基準で定める***。審査委員の名簿は公開とし、審査結果の講評を審査委員会名で FUSUS に掲載する。

*委員の人選案は庶務部が作成し、役員承認を得る。特別賞の審査委員は別途構成する。

**2年。なお特別賞の審査委員は単年とする。

***審査規定・基準の設置は運用内規を別途定める。

4. 授与人数

審査基準・授与員数は運用内規で定める。

5. 特典ならびに報奨*

受賞者は、総会にて表彰する。また、FUSUS に受賞者氏名を掲載し、これを累積してながく顕彰することとする。報奨については運用内規にて定める。

6. 表彰制度の開始時期

表彰は総会において、その前年度の FUSUS・概要集の業績についておこなう*。

本表彰制度開始は、2010年度出雲大会とし、2010年度は2007年度・2008年度に遡及して実施する。

*研究奨励賞（若手研究者部門）は、その前年度中に満40歳に達しない者。

附則

本制度は2010年6月1日より施行する。運用内規は別途定める。

(庶務部原案作成・2010年5月役員会にて承認)